

市民委員会 資料〔港湾局〕

【平成25年第3回市議会定例会提出予定議案関連資料】

- 1 平成25年第3回定例会提出予定議案の説明
議案第116号 港湾施設の指定管理者の指定について
議案第116号参考資料

議案第 1 1 6 号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎港コンテナターミナル
(2) 所在地	川崎市川崎区東扇島 9 2 番地
(3) 設置条例	川崎市港湾施設条例
(4) 設置目的	川崎港で取扱うコンテナ貨物の荷役及び保管
(5) 施設の事業内容	①荷さばき地、管理棟事務所、事務所附帯施設、駐車施設、荷役機械及び電気施設等のコンテナターミナル内各施設の利用許可に関する業務 ②管理棟事務所等の保守管理、コンテナターミナル内各施設の軽易工事に関する業務 ③コンテナターミナル内各施設の利用許可に係る料金徴収業務 ④その他の業務
(6) 現在の管理者	直営
(7) 現在の管理運営費	※ 平成 1 9 年度から平成 2 3 年度までの 5 年間の管理費の平均年額（人件費は利用許可業務に対応する職員 1 名分の費用）：5 2, 5 7 1 千円 ※ 平成 2 6 年度も直営のまま施設を管理した場合の費用：6 1, 9 6 4 千円

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	川崎臨港倉庫埠頭株式会社
所 在 地	川崎市川崎区千鳥町 2 2 番 3 号
代 表 者	代表取締役 永野 幸三
設 立 年	昭和 3 5 年 8 月 1 6 日
基本財産 又は資本の額	資本金 1 億円
職 員 数 又は従業員数	1 1 人
設立目的	次の事業を営むことを目的とする。 (1) 倉庫業 (2) 倉庫、建物及び土地、その他施設の賃貸業 (3) コンテナ埠頭施設及びコンテナ蔵置施設の建設、賃貸、管理及び運営 (4) 港湾施設の強化及び振興に寄与する為の調査・研究 (5) 港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施 (6) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に係る業務 (7) 第 1 号から第 6 号までの事業に附帯、又は関連する事業

事業概要 (平成24年度)	<p>川崎臨港倉庫埠頭株式会社が管理・運営する貨物保管施設は、千鳥町市営埠頭及び東扇島に立地し、川崎港を利用する海運貨物の倉庫需要に対応するなど、川崎港の利便性の向上に寄与している。また、首都高速湾岸線利用による首都圏への集配にも迅速に対応できる地理的条件を有しており、顧客のニーズは高い。</p> <p>川崎港の利便性の向上に寄与する諸事業を通じ、川崎港の物流機能強化に貢献していく。</p> <p>平成24年度はテントハウスの利用増加と倉庫の新たな顧客獲得により、前年度に比べ、およそ1%の売り上げ増加となった。また、経常利益についても、前年度と比べ、およそ5%の増加となった。</p>		
決算 (平成24年度)	売上高	637,369,973円	①
	売上原価	184,569,245円	②
	売上総利益金額(①-②)	452,800,728円	③
	販売費及び一般管理費	255,842,213円	④
	営業利益金額(③-④)	196,958,515円	⑤
	営業外収益	3,611,214円	⑥
	営業外費用	16,829円	⑦
	経常利益金額(⑤+⑥-⑦)	200,552,900円	⑧
	特別利益及び特別損失	－円	⑨・⑩
	税引前当期純利益金額(⑧+⑨-⑩)	200,552,900円	⑪
	法人税、住民税及び事業税	63,992,524円	⑫
	法人税等調整額	－円	⑬
	当期純利益金額(⑪-⑫-⑬)	136,560,376円	

3 指定期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項目	事業内容
施設の利用許可に関する事	施設の利用許可、施設利用者との調整等
建物等の保守管理等に関する事	建物等の保守管理、軽易工事等
料金徴収に関する事	納付書の作成及び送付、使用料の算出等
経営統合に関する事	京浜港の港湾運営会社の設立に向けた協議・調整等
その他の業務	安全管理に関する業務、物品の管理、港湾情報システムの利用、自動販売機の設置等

6 収支計画

(単位：千円)

項目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
収入	59,077	59,750	59,511	178,338
指定管理料	59,077	59,750	59,511	178,338
利用料金	－	－	－	－
その他の収入	0	0	0	0
支出	59,077	59,750	59,511	178,338

別紙

川崎港コンテナターミナルの指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

募集方法：川崎市港湾施設条例附則第3項による指名

指名団体：川崎臨港倉庫埠頭株式会社

2 民間活用推進委員会委員

【学識経験者】前田 成東（東海大学政治経済学部政治学科教授）

【学識経験者】渡邊 豊（東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授）

【公認会計士】小林 篤史（有限責任あずさ監査法人パートナー）

3 選定理由

・京浜港の統合会社の設立に向けた準備では、川崎市の意思を反映させる必要があることから、申請法人は川崎市の出資法人であることが求められるため、今後、統合会社の設立に向けた協議・調整において、川崎港の特徴が活かされる法人が設立できるよう、主体性の発揮と積極的な参画によって経営統合に向けた議論を推進していく方針が明確に示されたことを評価した。

・公共埠頭である川崎港コンテナターミナルの運営には、公共性の確保が求められるが、申請法人から示された当該施設の管理運営にあたっての公平で公正であることに対する基本的考え方が、川崎市の実施方針を満たす提案であることを評価した。

・申請法人が事業を拡大することにより、従前から展開している倉庫業を通して、コンテナ貨物の集荷に係る情報の入手につながることや、荷主企業とのパイプを有していることから、川崎港へのコンテナ貨物の集荷機会の拡大につながること等の、相乗効果が期待される点を評価した。

・資金収支の安全性、事業活動の効率性及び財務状況の健全性に対する判定で、いずれも安定した評価が得られていることを評価した。また、昭和35年に会社が設立されて以降、川崎港における港湾運送事業者との信頼関係や取引実績が構築されていることを評価した。

・港湾法に基づく特例港湾運営会社の指定を目指して、申請法人の民間出資法人の専門人材からなる営業企画戦略室を設置することや、コンテナターミナル運営の経験と実績をもつ職員の派遣を受けることが予定されていることから、具体的かつ明確な提案がなされたことを評価した。

・災害が発生した際にコンテナターミナルが救援物資等の集積場所・輸送拠点となることが予想されることから、川崎市等の関係機関との連携や迅速な対応がとれるよう災害時の対応マニュアルを整備することや、協定を締結することといった具体的な提案がなされたことを評価した。

4 審査結果（※基準点120点以上）

選定基準	配点	指定管理 予 定 者
① 事業計画に関して事業目的の達成とサービス向上への取組について	75点	57.3点
② 事業計画に関して事業の安定性・継続性の確保への取組について	30点	23.0点
③ 事業経営計画と管理経費縮減等への取組について	30点	23.3点
④ 法人自身についての評価	40点	32.7点
⑤ 法人の取組に関する事項	25点	18.7点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)		
合 計	200点	155.0点

5 提案額

178,338千円（指定期間総額）